

令和元年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和元年7月30日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和元年7月30日（火）午後1時開議

○議事日程（第1号）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 認定第1号 平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合
特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第8号 令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第9号 令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合
特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第10号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に
つき議会の同意を求めることについて
- 日程第9 請願第1号 後期高齢者の医療費窓口自己負担の原則1割負担の
継続を求める請願

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（31名）

1番	古川祐典君	2番	奥山昭博君
3番	橋爪美恵子君	4番	小西政宏君
5番	岡田行弘君	6番	田端卓司君
7番	橋智史君	8番	三栗章史君
9番	堂脇光弘君	10番	福山晴美君
11番	美野勝男君	12番	大原清明君
13番	嶋田勇治君	14番	所順子君
15番	石橋千歌子君	16番	檜原淳奈君
17番	増谷憲君	18番	龍神初美君
19番	楠山博之君	20番	馬場博文君
21番	堀口晴生君	22番	下村勤君
23番	入口誠君	24番	西尾智朗君
25番	大石哲雄君	26番	岡本克敏君
27番	曾根和仁君	28番	久原拓美君
29番	矢本和久君	30番	久保隆俊君
31番	結城力君		

○説明のため出席した者

広域連合長	望月良男君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	寺本光嘉君	副広域連合長	中山正隆君
事務局長	小川直寛君	総務課長	堀畑明秀君
業務課長	村田宗紀君	総務課長	坂口俊仁君
総務課長	中村昌弘君	業務課長	田井景子君
業務課長	鎌田由美子君	業務課長	石橋利雄君

○職務のため出席した者

書記長	三栖隆成	書記	楠千弥
-----	------	----	-----

午後1時00分 開議

○副議長 ただいまから、令和元年7月30日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しておりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく広域連合議会議員に美浜町の龍神初美君、岩出市の福山晴美君、由良町の馬場博文君、高野町の所順子君、九度山町の嶋田勇治君、橋本市の小西政宏君、紀美野町の美野勝男君、湯浅町の石橋千歌子君、すさみ町の岡本克敏君、新宮市の三栗章史君、和歌山市の古川祐典君、同じく和歌山市の奥山昭博君、田辺市の橘智史君、那智勝浦町の曾根和仁君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に橘智史君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました橘智史君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました橘智史君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました橘智史君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。橘智史君、登壇願います。

〔橘智史君 登壇〕

○橘議員 皆さん、こんにちは。

田辺市の橋でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙をいただきまして、広域連合議会議長に就くことになりました。皆様のご協力を得ながら責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻をよろしく賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○副議長　それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔副議長自席へ、議長着席〕

○議長　報告します。副議長、増谷憲君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長の辞職について日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「副議長の辞職について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、増谷憲君の退席を求めます。

〔増谷憲君　退席〕

○議長　辞職願を朗読させます。

○書記長　辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和元年7月30日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、増谷憲。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、橘智史殿。

○議長　お諮りします。増谷憲君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　異議なしと認めます。よって、増谷憲君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔増谷憲君　入場・着席〕

○議長　ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決し

ました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に馬場博文君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました馬場博文君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました馬場博文君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました馬場博文君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。馬場博文君、登壇願います。

〔馬場博文君 登壇〕

○馬場議員　ただいま皆様方のご推挙を賜りまして、広域連合議会副議長に就任いたしました由良町の馬場博文でございます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めたいと思えます。皆様方のご指導、ご鞭撻、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長　　17番、増谷憲君。

〔増谷憲君 登壇〕

○増谷議員　副議長を退任するに当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げたいと思えます。この1年間、議員の皆様方には大変お世話になり、御礼申し上げたいと思えます。

今後は一議員として、今議会においてもそうですが、いろいろ取り組ませていただきましたと思えますので、今後とも皆さんよろしくお願い申し上げます。御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長　　日程に入るに先立ち、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。広域連合長、望月良男君。

〔広域連合長 望月良男君 登壇〕

○連合長　　皆様、こんにちは。開会に当たり、まずはお祝いを申し上げたいと存じます。

先ほどの議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に田辺市の橘議員が、副議長選挙におきまして、副議長に由良町の馬場議員が就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。何とぞよろしくお祈りを申し上げます。

また、昨年7月から副議長をお務めいただきました有田川町の増谷議員に対しまして、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力をいただきましたことに、この場をお借りし、心から厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。変わらぬご厚誼をよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、改めましてご挨拶を申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集しましたところ、

議員の皆様方におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度も本年で12年目を迎えました。その間、本県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初の平成20年4月には約13万5,000人でしたが、平成25年4月には約14万9,000人、平成30年4月では約15万9,000人、本年4月には約16万2,000人と、平均しますと年間約2,500人程度増加しています。

今後におきましても、2025年問題と言われております団塊の世代が全て後期高齢者となることなどから、高齢化がますます進展し、被保険者の増加が予想されるとともに、1人当たりの医療費も医療技術の進歩、高度化等により増加していくものと推計されます。

そのような中、平均寿命は今後も延びていくことが予想され、人生100年時代を迎えると言われておりますが、心身ともに健康で自立して活動できる期間である健康寿命の延伸が国の大きな政策課題となっており、先月閉会の通常国会において成立しました健康保険法等の一部改正法には、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の関連規定が盛り込まれ、厚生労働省は、来年4月からの施行で一体的実施の全国展開を目指しているとのこと。

当広域連合といたしましても、高齢者の皆様ができる限りいつまでもお元気で暮らし続けていける社会の効果的な実現に取り組むためには、これまで以上に構成市町村や県、関係機関との連携を深め、後期高齢者医療制度の安定的な運営を進めていく必要があると認識しておりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、平成30年度一般会計及び特別会計決算の認定、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算、監査委員の選任同意の諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、5番、岡田行弘君及び26番、岡本克敏君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和元年7月16日付け和広第171号をもって、広域連合長

から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成31年2月15日付け和広監第13号、同年3月25日付け和広監第14号、同年4月26日付け和広監第1号、令和元年5月21日付け和広監第2号、同年6月13日付け和広監第3号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。写しは、お手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、認定第1号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第7、議案第9号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」までの4件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、望月良男君。

〔広域連合長 望月良男君 登壇〕

○連合長 それでは、認定第1号から議案第9号までについて、その概要を一括してご説明申し上げます。まずは、認定でございます。認定第1号、第2号につきましては、平成30年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第8号、議案第9号につきましては、令和元年度補正予算関係でございます。和歌山県後期高齢者医療広域連合会計予算における会計年度の名称について、改元日以降は、当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度予算全体における元号表示を令和に統一するものでございます。一般会計におきましては、5,939万4,000円を増額補正し、特別会計におきましては、26億8,616万1,000円を増額補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外

○議長 事務局長、小川直寛君。

〔事務局長、小川直寛君 登壇〕

○事務局長 事務局長の小川でございます。それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページ、認定第1号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び議案書の2ページ、認定第2号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」に関し、一括してご説明いたします。

なお、地方自治法第233条第3項の規定による監査委員の意見書を添付するとともに、同法同条第5項の規定による、平成30年度主要施策の成果等報告書も併せて提出しております。

議案書の1ページをお開き願います。認定第1号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

以下、別添の平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書に沿ってご説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額3億5,901万6,708円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額3億5,374万3,837円でございます。

6ページをお開き願います。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、527万2,871円でございます。

以下、主なものにつきましては、事項別明細書に沿ってご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億8,336万8,000円は、構成30市町村からの事務費分賦金でございます。第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金、収入済額369万3,998円は、平成28年度から雇用している保健師に係る人件費の財源として、国から特別調整交付金として受け入れたものでございます。第2目医療費適正化等推進事業費補助金、収入済額12万6,000円は、医療費適正化推進会議に出席した職員旅費の財源として、国から補助金として受け入れたものでございます。第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、収入済額1億2,999万6,000円は、標準システム機器更改に係る初期構築費用でございます。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金2,984万8,694円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り入れたものでございます。第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、収入済額984万2,886円は、平成29年度からの繰越金でございます。同じく第1目繰越金(事故繰越)、収入済額198万8,000円は、平成27年に提訴された訴訟の委託料を事故繰り越したものでございます。この訴訟は、平成31年1月に広域連合の全面勝訴判決が確定してございます。

10ページ、11ページをお開き願います。以上の結果、3億5,901万6,708円を収入してまいります。歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

12ページ、13ページをお開き願います。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、支出済額216万125円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額1億8,475万5,041円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。第1目一般管理費(事故繰越)、第13節委託料(事故繰越)、支出済額198万7,200円は、先ほど歳入でご説明いたしました訴訟委託料でございます。第2目財政調整基金費、支出済額3,894万1,925円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る歳計剰余金及び基金運用利息の合計を財政調整基金へ積み立てしたものでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。以上の結果、合計3億5,374万3,837円を支出し

ています。

22ページをお開き願います。実質収支に係る調書でございます。ただいまご説明をさせていただきますました歳入歳出の結果、実質収支額は527万2,871円の黒字となっています。

それでは、議案書の2ページへお戻り願います。認定第2号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

以下、別添の平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書に沿ってご説明いたします。

決算書24ページ、25ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額1,462億1,429万2,522円でございます。

26ページ、27ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額1,443億1,351万9,425円でございます。

28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、19億77万3,097円でございます。

以下、主なものにつきましては、事項別明細書に沿ってご説明いたします。

30ページ、31ページをお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額240億1,151万2,248円は、構成30市町村からの分賦金でございます。内訳といたしましては、事務費分賦金4億4,736万9,943円、保険給付費の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金88億4,030万3,943円、市町村の公費負担分である療養給付費負担金115億3,633万1,645円、低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金31億8,750万6,717円でございます。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額356億1,072万4,724円、第2目高額医療費負担金、収入済額6億3,651万2,968円は、医療給付費の公費負担分として国が負担したものでございます。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金、収入済額2,650万4,000円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額836万7,078円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業への拠出金に対して国の補助金が交付されたものでございます。第3目調整交付金、収入済額138億1,793万5,002円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡是正分として交付された普通調整交付金136億8,577万5,000円、人間ドックの利用助成等、保険者インセンティブなどとして交付された特別調整交付金1億3,216万2円をそれぞれ受け入れたものでございます。第5目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、収入済額6億8,555万4,998円は、低所得者への保険料軽減特例措置の財源として交付を受けたものでございます。

32ページ、33ページをお開き願います。第6目円滑運営事業費補助金、収入済額675万9,000円は、後期高齢者医療制度運営に係る標準システム機器更改に係る補助金が交付されたものでございます。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額113億1,382万7,805円、第2目高額医療費負担金、収入済額6億3,651万2,968円は、医療給付費等の公費負担分として県が負担したものでございます。第4款支払基金交付金、

第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額573億7,571万5,000円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものでございます。第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額2,981万5,195円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業からの交付金でございます。第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、収入済額1億2,567万6,000円は、一般会計の財政調整基金から、標準システム機器更改に係る初期構築費用として繰入れをしております。

34ページ、35ページをお開き願います。第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、収入済額17億3,161万8,173円は、平成29年度からの繰越金でございます。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金、収入済額1億5,859万3,712円は、交通事故等、第三者行為によって生じた医療給付に係る返還金でございます。第2目返納金、収入済額3,594万9,108円は、医療給付費の請求誤りによる返納金でございます。以上の結果、1,462億1,429万2,522円を収入しています。歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

36ページ、37ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額28億7,124万5,930円は、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費でございます。

38ページ、39ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額1,371億5,912万9,577円は、入院・入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用でございます。第2目療養費、支出済額18億9,481万6,383円は、柔道整復、あんま・マッサージ、鍼灸、補装具等の医療給付に要した費用でございます。第3目審査支払手数料、支出済額3億623万1,649円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務に要した国保連合会への手数料でございます。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額11億8,994万9,825円は、1カ月または1年間に支払った医療費の一部負担金等の額が自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。第2目高額介護合算療養費、支出済額1億6,497万4,170円は、1年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額2億9,118万円は、被保険者の死亡に伴い葬祭を行ったものに対して、定額3万円を支給したものでございます。第3款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、40ページ、41ページをお開き願います。第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額3,931万5,607円及び第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、支出済額7万9,472円は、ともに著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への拠出金でございます。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額3億5,440万4,317円は、健康診査の実施に要した経費でございます。従来の医科健康診査に加え、平成28年度から歯科健康診査を実施しております。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、42ページ、43ページをお開き願います。第1目保険料還付金、支出

済額950万1,800円は、過年度保険料の還付に要した経費でございます。第2項一般会計繰出金、第1目一般会計繰出金2,984万8,694円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てするため、一般会計へ繰り出したものでございます。以上の結果、1,443億1,351万9,425円を支出しています。

46ページをお開き願います。ただいまご説明いたしました歳入歳出の結果、実質収支額は19億77万3,097円となっています。

48ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。財産として保有しているものは、物品及び基金でございます。物品につきましては、平成30年度において電子計算機バッチ処理サーバー一式を処分しておりますので、平成30年度末の現在高は、療養費画像処理検索システム一式及び電算室入退出管理システム一式、合わせて計2点となっています。基金につきましては、財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2つの基金を設置しています。平成30年度末の現在高は、財政調整基金が1億7,853万627円、後期高齢者医療給付費準備基金が26億6,842万6,942円となっております。決算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号、議案第9号につきましては、令和元年度補正予算関係でございます。議案書4ページをお開き願います。議案第8号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出それぞれ5,939万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億6,340万2,000円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」に計上していますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って目ごとにご説明いたします。

7ページをお開き願います。歳入でございます。第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金1万3,000円の増額は、財政調整基金運用益が増額見込みとなるため、当初予算との差額を補正するものでございます。第4款繰入金、第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金5,410万9,000円の増額は、特別会計の前年度決算剰余金のうち、事務費に係るものを財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り入れするものでございます。第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金527万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。次に、歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目財政調整基金費5,939万4,000円の増額は、特別会計からの繰入金5,410万9,000円、地方財政法第7条に基づき、前年度歳計剰余金527万2,000円及び財産運用収入補正額1万3,000円を財政調整基金に積み立てするものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。議案第9号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出それぞれ26億8,616万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1,492億6,922万1,000円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って目ごとにご説明いたします。

13ページをお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金の療養給付費負担金7,983万円の増額は、前年度分の療養給付費等

に係る市町村分賦金の精算に伴うものでございます。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目高額医療費負担金442万1,000円の増額は、前年度分の高額医療費に係る国庫負担金の精算に伴うものでございます。第3款県支出金、第1項県負担金、第2目高額医療費負担金442万1,000円の増額は、前年度分の高額医療費に係る県費負担金の精算に伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金34万3,000円の増額は、後期高齢者医療給付費準備基金資金運用益が増額見込みとなることから、その差額を計上するものでございます。第7款繰入金、第1項繰入金、第2目基金繰入金6億9,637万4,000円の増額は、過年度医療給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の不足額を後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れするものでございます。第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金19億77万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費26億3,170万9,000円の増額は、前年度分の療養給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金34万3,000円の増額は、基金運用益見込み額が増額となるため、当初予算計上額との差額を後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てするものでございます。第7款諸支出金、第2項一般会計繰出金、第1目一般会計繰出金5,410万9,000円の増額は、前年度の事務費に係る歳計剰余金を財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り出すものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ここでしばらく休憩いたします。再開は14時といたします。

午後13時51分 休憩

午後14時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま議題となっている5件のうち、まず日程第4、認定第1号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。6番、田端卓司君。

○田端議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、認定第1号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」に反対の立場から討論を行います。

まず、討論の前に、私、質疑も通告していたんですけども、何かの手違いでこちらのほうに届いていなかったということが判明いたしまして、質疑はできませんでした。それで、討論を行いたいと思います。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療の財政を現役世代と別勘定で運営する制度で、高齢

者が増加し医療費が増えるにつれて、被保険者である高齢者の保険料がどんどん引き上げられていきます。後期高齢者医療制度は、社会保険という公的な医療保険制度です。高齢者も若い人も健康な人も健康に自信のない人も、互いに支え合っこそ社会保険制度と言えます。しかし、健康上のリスクの高い高齢者だけを囲い込んで別勘定にしてしまう後期高齢者医療制度は、公的保険である社会保険として大きな問題を持った制度であると言わざるを得ません。高齢者の多くは年金受給の高齢者世帯で、年金、恩給のみしか所得を得られる手段のない世帯が51.1%、平成30年国民生活基礎調査の概況に示されているように収入は極めて限られているのです。その生活は年々厳しい状況に置かれています。今年に入ってから食料品、生活必需品などの値上がりに加え、10月からの消費税増税、マクロ経済スライドによる年金の引下げ、窓口負担の1割から2割負担の引上げ計画など、将来不安が増すばかりです。

決算審査意見書の結びで、「被保険者の方々が安心して医療を受けられるように、第3次広域計画に基づき、関係市町村、国、県及び関係機関とより一層連携し、事業を総合的かつ計画的に実施し、安定した制度運営に取り組み、決算審査等の要望事項にも十分留意のうえ、引き続き適正な事務執行、予算執行に努められるよう要望する」と述べられています。創設から12年経過した後期高齢者医療制度は、存続する以上、保険料負担や窓口負担を軽減し、安心して医療を受けやすくすることが安定した制度運営につながっていくのではないのでしょうか。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会が、今年6月12日に、後期高齢者医療制度に関する要望書を出しました。その中で、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、十分な措置を講ずること。また、保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化するなど、制度の安定を図ること。また、保険料軽減措置については平成29年から見直しが行われ、被保険者の負担が大きくなっている、これ以上高齢者の生活に影響を与えるような保険料負担にならないよう、当面は据え置くとされている均等割特例措置については、低所得者の負担軽減を図るために現行の制度を維持することとあわせて、恒久化についても検討することを国の積極的な対応の実現を求めています。そうした全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望は、高齢者の思いとも一致しており、当然のことだと思います。

安定した制度運営のために、また、後期高齢者医療制度の持つ根本的な問題解決のために、社会保障関連の国庫負担を抜本的に増額していく道に早急に踏み出すべきだと考えます。高齢者が、お金の心配なく、安心して暮らしていける社会をつくるのが国の責務です。特に、高齢化が急速に進みつつある我が国にとって、安心して高齢期を過ごしていけるのかは、全国的な問題として大きな課題となっています。

本日の決算の説明では、執行部は高齢者医療の充実のために、さまざまな健康事業に取り組んでおられることには大いに理解をしています。しかし、これからも高齢者医療制度

が、本当に高齢者が安心して医療を受けられる制度なのかどうか、永続性、持続性はどうかどうかなど問題点を指摘した上で、後期高齢者医療制度を廃止して、もとの老人保健制度に戻すべきだと考えます。

以上の立場から、平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算についての反対討論といたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」との声〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、認定第1号を採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第5、認定第2号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番、増谷です。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、質疑をさせていただきます。

私は、後期高齢の被保険者の状況を少しでも把握するため、そして、各議員さんが共通の認識に少しでもなっただけという観点から質疑をしたいと思えます。

まず、第1点目は、平成31年5月末現在で690万円以上の現役並み所得者数、380万円以上の現役並み所得者数、そして145万円以上の現役並み所得者数はどのようになっていますでしょうか。

2つ目に、女性の後期高齢者数は何人になりますでしょうか。

3つ目に、平成26年度から平成30年度の各5月末現在の滞納者数は何人になっていますでしょうか。

4点目として、平成30年度決算から見て、医療費窓口負担1割負担から2割負担になる場合、予想人数として何人になりますでしょうか。また、その1人当たり負担額はどのようになっていますでしょうか。

5点目として、平成30年度決算で所得ゼロ、100万円未満、200万円未満の人数はそれぞれ何人になりますか、お答えいただきたいと思えます。

6点目として、平成30年度決算で短期証交付者数は何人ですか。また、その方の所得はどのくらいですか。そして、短期証を交付されている方で、医療機関にかかっていない人数は何人になりますでしょうか。

7点目として、平成30年度決算で、先ほど説明があったのですが、剰余金の額と基金保有額を改めて示していただきたいと思えます。以上でございます。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外

○議長 事務局長、小川直寛君。

[事務局長、小川直寛君 登壇]

○事務局長 17番、増谷議員の質疑にお答えいたします。

認定第2号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」7点ございます。

まず、1点目、690万円以上の現役並み所得者数、380万円以上の現役並み所得者数、145万円以上の現役並み所得者数というご質疑です。690万円以上の現役並み所得者数は1,313名、380万円以上の現役並み所得者数は1,257名、145万円以上の現役並み所得者数は4,416名となっております。

次に、2点目、女性の後期高齢者数はとのご質疑です。女性の後期高齢者数は、令和元年5月末現在で9万9,387名です。

次に、3点目、滞納者数について、5月末時点での平成26年度から平成30年度までの人数はとのご質疑です。5月31日現在の現年度分滞納者数は、平成26年度1,389名、平成27年度1,334名、平成28年度1,233名、平成29年度1,179名、平成30年度1,152名となっております。

次に、4点目、医療費が1割から2割になる予想人数及び2割負担では幾らになるかとのご質疑です。後期高齢者の窓口負担のあり方については、現在、国の関係審議会等で議論されているところです。具体的な内容が決定していない中ですが、平成30年度決算の医療給付費等を参考に予想しますと、2割負担の予想人数は15万3,353名、負担増の予想金額は、1人当たり年間約9万7,000円となります。

次に、5点目、平成30年度決算で所得ゼロ、100万円未満、200万円未満の人数はとのご質疑です。所得ゼロの方は10万6,392名、100万円未満の方は3万2,389名、200万円未満の方は1万6,216名となっております。

次に、6点目、平成30年度決算で短期証交付者数とその方の所得は、短期証交付者で医療機関にかかっていない方の人数はとのご質疑です。平成30年度決算での短期証交付者数は248名で、所得ゼロの方が171名、100万円未満の方が53名、200万円未満の方が16名で、短期証交付者で医療機関にかかっていない方は112名となっております。

最後に、7点目、平成30年度決算の剰余金額と基金保有額はとのご質疑です。特別会計決算の剰余金額は、19億77万3,097円となっております。平成31年3月末時点での後期高齢者医療給付費準備基金の保有額は、26億6,842万6,942円となっております。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○増谷議員 議長、17番。

○議長 17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番、増谷です。再質疑をさせていただきます。

先ほどのご答弁で、被保険者が75歳以上ということもあって、負担が大変大きいという状況が明らかになったと思います。こういう状況の中で、被保険者の窓口負担について、

国は現在、1割から2割負担にするということが検討されています。2割負担になる方の予想が、現状からして15万3,353人、これは被保険者全体の95.9%に当たります。ですから、和歌山県後期高齢者医療広域連合も全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して1割負担の現状維持を求めていると思いますが、それで間違いはないですね。確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外

○議長 事務局長、小川直寛君。

[事務局長、小川直寛君 登壇]

○事務局長 17番、増谷議員の再質疑にお答えいたします。

被保険者の窓口負担について、国では1割から2割負担にということも検討されているが、和歌山県後期高齢者医療広域連合も全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して1割負担の現状維持を要望されていると思うがというご質問です。

被保険者の窓口負担のあり方については、6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、現状維持を基本とし検討を慎重に進めるよう、しかしながら、やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うとともに、各広域連合に対しても速やかに情報提供をするように要望しているところでございます。以上でございます。

○議長 再々質疑はありませんか。

○増谷議員 ありません。

○議長 次に、3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 3番、橋爪です。質問させていただきます。5点ございます。

1点目、特別会計歳入歳出の決算については、歳出が増加した主な要因として保険給付費の増加が挙げられています。前年度の平成29年度に比べて11億9,000万円の増加ということです。保険給付費の増額はあらかじめ予想できたことだと思うんですけども、増額の要因と予想の範囲内であったのかをお聞きします。

2点目、高額療養費の請求についてお聞きします。高額療養費の制度は、所得に応じて医療機関に支払った医療費の自己負担限度額を超えた分について支給する、つまり返還される制度で、暮らしを圧迫せずに医療を受けられる制度になっています。高額療養費の請求はどのように行われるのか教えてください。また、高額療養費が請求できるにもかかわらず、請求漏れだった対象者は何人あるのでしょうか。また、総額は幾らになるのでしょうか。

3点目、体の具合が悪くても、我慢をして病院、医療機関にかかるのが遅れると、命と健康にとって重大な結果を招くときがあります。医療機関の受診抑制による手遅れ事例は発生していないのでしょうか、お尋ねします。

4点目、健康診査の受診状況、それから歯科健康診査の受診状況はどうなっているのでしょうか。全国平均と比べてどうでしょうか。

5点目です。被扶養者であった人の軽減措置が縮小されました。被扶養者であった人は、

75歳になって後期高齢者医療制度の保険に入るまでは扶養家族であり、健康保険料や保険税の支払いがなかった方々です。75歳になって後期高齢者になったのだから、保険料を払ってくださいよというふうになったわけです。この激変緩和のために軽減措置が行われていますが、前年まで7割軽減であったものが平成30年度は5割軽減に縮小されました。影響のあったと思われる人数、金額はどれほどでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外

○議長 事務局長、小川直寛君。

[事務局長、小川直寛君 登壇]

○事務局長 3番、橋爪議員の質疑にお答えいたします。

認定第2号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、5点ございます。

まず、1点目、医療給付費が増加したが、その要因は何か、予想の範囲であったかのご質疑です。医療給付費増加の要因については、被保険者数の増加が大きな要因と考えております。予想範囲であったかについては、平成30年度予算作成時において、過去3年間平均の1人当たり医療給付費を0.21%増と考えて積算しており、平成30年度決算の1人当たりの医療給付費とほぼ同額となっておりますので、平成30年度の決算金額は増加予想した範囲内と考えております。

次に、2点目、高額療養費の請求はどのように行われるのか、高額療養費が請求できるにもかかわらず請求漏れだった対象者は何人であり、総額は幾らになるのかのご質疑です。高額療養費の請求は、後期高齢者医療の資格取得後において、高額療養費が発生した初回に申請書を送付し、振込口座の登録を行います。その後、発生した場合は、初回に登録いただいた口座に振り込んでおります。高額療養費が請求できるにもかかわらず、請求漏れであった平成30年対象者は696名で、総額は528万5,306円でございます。

次に、3点目、医療機関の受診抑制による手おくれ事例は発生していないかのご質疑です。医療機関の受診抑制による手遅れ事例が発生していないかどうかということについては、当広域連合では把握しておりません。

次に、4点目、健康診査の受診状況、歯科健康診査の受診状況はどうなっているのか、全国平均と比べてどうかのご質疑です。当広域連合が実施している健康診査の受診率は31.48%、歯科健康診査の受診率は5.80%となっております。全国平均は、健康診査受診率が28.9%、歯科健康診査受診率が8.7%となっており、比較いたしますと、健康診査の受診率が2.58%のプラス、歯科健康診査の受診率では2.9%のマイナスとなっております。

最後に、5点目、被扶養者であった人の軽減措置が縮小されたが、影響のあった人数と金額はどれほどであったかのご質疑です。影響のあったと思われる平成30年度的人数は5,479名で、金額は約5,000万円です。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○橋爪議員 議長、3番。

○議長 3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 1番目の保険給付費の増加についてですけれども、1人当たりの医療給付費については減額になっていたものですから、この保険給付費の増加というのが予想の範囲内かどうかをお聞きしたわけです。わかりました。

1人当たりの医療給付費が減額になっているということで、健康になって、または早期受診によって病気などを重大化させることがなく達成できたのならば良いことだと思っています。しかし、受診抑制によって医療給付費が減額したのなら、しわ寄せがあり、後に医療費がさらに増額に転じるようなことも考えられるわけです。よって、この質問をさせていただきます。より健康を維持できるように社会保障としての健康保険があるわけですから、留意すべき点であると考えます。これについては結構です。

2番目の高額療養費の請求についてです。後期高齢者になって一度手続きをすれば、次からは手続きなしで限度額を超える分の返還があるわけです。それでも696の方が手続きを行わず、返還がなされていないということになります。この未請求の方に対してはどのように対応していくのでしょうか。

次に、3点目の医療機関の受診抑制による手遅れ事例についてですけれども、この質問をいたしましたのは、全日本民主医療機関連合会というところがございまして、「経済的事由による手遅れ死亡事例調査概要報告」が毎年出されています。これは、民医連に加盟している事業所からのアンケート調査により調査が行われているようですが、2018年、平成30年に和歌山県で3件の事例があったと報告されています。この3件の事例が後期高齢者医療保険の被保険者であるかどうかはわからないんですけれども、可能性としてはあると考えられます。

手遅れ事例については把握していないということですが、後期高齢者医療保険は高齢者の健康を守るためにあるわけですから、暮らしに困って具合が悪くても医療機関に行けないということがあってはならないことです。ぜひ、高齢者の健康状況把握に努めていただきたいと思います。

次に、4点目、健康診査の受診率31.48%、これは和歌山県で、全国平均の28.9%に比べて高いということですが、歯科健診では5.80%で全国平均の8.7%に比べ低いということがわかりました。健診は、長期入院、施設入所、生活習慣病治療中の方を除外した被保険者数を用いているということですから、全国よりもいいといっても、決して高い比率ではないということではないでしょうか。さらに健診率を高めていくために、こういった施策をされるのでしょうか。

また、歯科健診については、歯の健康、口腔機能の維持が全身の身体機能や認知症にも影響を及ぼすことから、大切なことだと考えます。平成28年度から始まった施策ですが、あまりにも受診者が少ないのではないのでしょうか。しかもこの3年間、増えるどころか減ってさえいるわけです。この歯科健診は、対象者が75歳、80歳、85歳、それから90歳以上の方となっています。一定の年齢の方々が対象で、全被保険者が対象というわけではないんですね。ですから、全員の後期高齢者被保険者の方の5.8%というわけではないんです。

対象の方の5.8%ですから、大変低いと言わなくてはなりません。そこで質問ですが、歯科健診の年齢別の受診率はどうなっているのでしょうか。

次に、5番、被扶養者であった人の保険料軽減措置の縮小についてです。先にも述べたとおり、被扶養者であった人は、収入がないか、少ないために扶養されていたわけです。収入が少ないのに、75歳になったから今度は保険料を払ってくださいよとなります。その負担が大きいので軽減措置がされていたのですけれども、縮小されて、今後、それさえなくそうしているわけですね。被保険者にとっては大変なことです。年金は増えないのに、被扶養者であった人の保険料軽減措置の縮小について生活を圧迫するものと考えますが、お考えをお聞きします。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、小川直寛君。

〔事務局長、小川直寛君 登壇〕

○事務局長 3番、橋爪議員の再質疑にお答えいたします。3点ございます。

まず、1点目、高額療養費の未請求の方に対してどのように対応していくのかのご質疑です。高額療養費の振込口座を登録していただくまでは、高額療養費が発生すれば、毎回申請書を送付しており、各市町村にも一定期間の未請求者リストを配付しております。

次に、2点目、さらに健診率を高めていくためにどういった施策を実施するのか、歯科健康診査の対象者、75歳、80歳、85歳、90歳以上の年齢別受診率をお答えくださいのご質疑です。被保険者の皆様への周知方法としましては、県民の友、市町村の広報紙への掲載とともに、広報ポスター、パンフレットの作成、テレビ和歌山を活用しての周知のほか、健康診査未受診者勧奨はがきの送付などで受診率の向上に努めています。歯科健康診査の年齢別受診率は、75歳の方が11.14%、80歳の方は6.88%、85歳の方は4.32%、90歳以上の方は2.51%となっています。

次に、3点目、被扶養者であった人の保険料軽減措置の縮小について、生活を圧迫すると思うがどう考えているのかのご質疑です。国の方針として、本則どおり、平成30年度は均等割が5割軽減となり、保険料軽減特例の財源である国庫補助金が廃止されております。当広域連合といたしましては、今後も国の方針どおりの運用を行ってまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長 再々質疑はありませんか。

○橋爪議員 議長、3番。

○議長 3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 再々質問については、歯科健診についてだけお聞きします。歯科健診の受診率はなぜこのように低いのかと思うわけです。年齢が上がるにつれて受診率が下がるのは仕方がないようには思うんですけれども、それでももともと低いわけですね。歯科健康診査の重要性についてどう考えているのでしょうか。また、今後受診率を上げるためにどうやっていくのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、小川直寛君。

〔事務局長、小川直寛君 登壇〕

○事務局長 3番、橋爪議員の再々質疑にお答えいたします。

歯科健康診査の重要性についてどう考えているのか、今後歯科健康診査の受診率を上げるためにどうしていくのかとのご質疑です。

歯科健康診査は、歯や口腔疾患、口腔機能の低下、オーラルフレイルの予防、誤嚥性肺炎等の全身状態の悪化の原因となってしまう疾患の予防として、重要な事業だと考えています。高齢者の歯科健康診査は平成28年度からの事業であり、まだまだ認知度が低い可能性があります。8020運動によって歯の残存指数は増加傾向にあります。オーラルフレイルによる全身状態への影響等、口腔衛生の重要性についても認知度が低いと思われます。今後、歯科健康診査の重要性について、広報活動による周知を図るとともに、和歌山県歯科医師会ともより一層の連携、協力を行いながら受診率の向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 3番、橋爪です。それでは、討論を行います。

認定第2号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場で討論を行いたいと思います。

後期高齢者医療は、75歳以上の全ての人を対象としています。75歳といえば、働いていない場合がほとんどです。年齢からいっても病気が多くなってきます。そういった方々だけを一つの医療保険にまとめることにまず無理があります。後期高齢者医療保険そのものに反対します。

また、被保険者の多くは所得が少ない状況であることが質疑の中からもわかりました。保険料の支払が暮らしを圧迫していると言わなくてはなりません。高齢者は、後期高齢者の保険料だけでなく、介護保険料も支払わなくてはなりません。多くの方が少ない収入、年金の中からこういった支払をして、残りで暮らしていかななくてはならないわけです。社会保障である後期高齢者医療保険が人を苦しめるのでは本末転倒です。

また、平成30年度は被扶養者であった人の軽減措置が縮小されました。質疑でも述べましたが、被扶養者であった人は収入がないか、少ないために、75歳になるまで扶養家族だったわけです。75歳になって収入が増えるわけでもないのに、保険料の支払が生じます。それを緩和するための軽減措置を講じていたのに、それすら縮小したのは許せません。よって、決算の認定に反対いたします。以上です。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」との声〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、認定第2号を

採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第6、議案第8号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」との声〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第9号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番、増谷です。議案第9号について質疑をさせていただきます。3点でございます。

まず、歳出の国庫支出金等返還金26億3,170万9,000円となった原因について説明をいただきたいと思います。

2つ目に、歳入の後期高齢者医療給付費準備基金繰入金6億9,637万4,000円も出た原因についてのご説明をいただきたいと思います。

3つ目に、歳入の前年度繰越金19億77万2,000円を繰り越す理由となったのは何でしょうか、説明をいただきたいと思います。また、繰越しとしてどこへ入れるのかご説明をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、小川直寛君。

[事務局長、小川直寛君 登壇]

○事務局長 17番、増谷議員の質疑にお答えいたします。

議案第9号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」について、3点でございます。

まず、1点目、歳出の国庫支出金等返還金26億3,170万9,000円となった原因はとのご質疑です。当広域連合は、医療給付費に対して、国、県、市町村から医療給付費負担金を、社会保険診療報酬支払基金から後期高齢者交付金を受けており、国からの負担金については当初予算に基づき申請していますが、国から医療給付費の支払が滞らないよう調整して追加交付されるため、医療給付費支払に伴う精算を行いますと、交付超過となった負担金

に対して返還金が発生することになります。平成30年度は、県、市町村、社会保険診療報酬支払基金に対しましても精算に伴う返還金が生じてございます。

次に、2点目、歳入の後期高齢者医療給付費準備基金繰入金6億9,637万4,000円も出た原因はとのご質疑です。繰入金は、先ほどご答弁いたしました国庫支出金等返還金26億3,170万9,000円の財源として、市町村療養給付費負担金及び国と県からの高額医療費負担金の精算に伴い追加交付される8,867万2,000円と、前年度繰越金19億77万3,000円から特別会計事務費分賦金に該当する5,410万9,000円を差し引いた18億4,666万3,000円を充当しても更に不足する財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から6億9,637万4,000円を繰り入れすることとなります。

次に、3点目、歳入の前年度繰越金19億77万2,000円を繰り越すのはなぜか、また繰り越してどこに入れるのかとのご質疑です。先ほど2点目でご説明したとおり、特別会計事務費分賦金に係る分として、5,410万9,000円については一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てます。残りの剰余金につきましては、この補正予算で令和元年度の繰越金として歳入し、国庫支出金等返還金の一部として支出いたします。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○増谷議員 再質疑を予定していたんですが、先ほどの質疑とも重なってくる部分がございますので、もう再質疑を行いません。以上です。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」との声〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、議案第9号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、奥山昭博君の退席を求めます。

〔奥山昭博君 退席〕

○議長 当局から提案理由の説明を求めます。広域連合長、望月良男君。

〔広域連合長 望月良男君 登壇〕

○連合長 議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」でございますが、現在欠員となっております広域連合議会議員のうちから選出する監査委員として、新たに奥山昭博議員を選任いたしたく、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。何とぞご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。これより、議案第10号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決しました。

〔奥山昭博君 入場・着席〕

○議長 次に、日程第9、請願第1号「後期高齢者の医療費窓口自己負担の原則1割負担の継続を求める請願」を議題とします。紹介議員の趣旨説明を求めます。3番、橋爪美恵子君。

〔橋爪美恵子君 登壇〕

○橋爪議員 「後期高齢者の医療費窓口自己負担の原則1割負担の継続を求める請願」を、請願の趣旨を読み上げることで提案いたします。

財政制度等審議会が、6月19日に「令和時代の財政の在り方に関する建議（意見書）」を財務大臣に提出しました。建議は、財政悪化の原因を社会保障に求め、社会保障の伸びの抑制や負担の見直しに取り組むことに言及しています。この中で、後期高齢者医療、75歳以上の医療費窓口負担を現行1割から2割に引き上げることが盛り込まれています。戦前、戦後を体験してきた高齢者は、日本経済の発展に寄与し、医療に安心して掛かれる制度に支えられ、世界一の長寿国を作り上げてきました。

しかし、2016年国民生活基礎調査によれば、公的年金の受給額が毎年減少するなどの影響もあり、高齢世帯の27%が貧困状態に陥っています。ひとり暮らしの女性高齢者では、半数以上が生活保護基準を下回っています。高齢者の多くは僅かな貯蓄を取り崩し、日々の生活を送っています。

このような厳しい実態に追い打ちをかける75歳以上の医療費自己負担の2割化は、高齢者の生活と健康に大きな影響を及ぼし、大変困ります。全国後期高齢者医療広域連合協議会は、政府に対して、窓口負担について、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持を基本とすることを要望しています。

以上の趣旨から、以下の項目の実現を強く求め、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出くださるよう請願いたします。

請願事項1、後期高齢者の窓口負担の見直しをせず、原則1割負担の継続を国に求めること。以上です。

なお、意見書を添付しています。ご審議の上、ご可決いただくようお願いします。

○議長 以上で説明が終わりました。ただいま議題となっている日程第9、請願第1号「後期高齢者の医療費窓口自己負担の原則1割負担の継続を求める請願」の質疑、討論、採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これより討論に入

ります。討論の通告がありますので、発言を許します。17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番、増谷です。私は、この請願第1号について賛成の立場から討論させていただきます。

今、財政制度等審議会において、後期高齢者医療の医療費窓口負担を1割から2割負担に引き上げることを検討しています。しかし、後期高齢者医療は75歳以上の方を対象としているため、所得の少ない方が多くを占めます。県広域連合での所得階層は、平成30年度決算で見ますと、所得200万円以下の方が15万4,997人で全体の96.9%も占め、所得ゼロの方が10万6,392人で全体の66.5%も占める状況にあります。こういう状況の中で、保険料分割納入、あるいは払えていない方に発行している短期証発行対象者数は、平成30年度決算では248人あり、その中で112人が医療機関に行っていないということになっています。

さて、1割負担を2割負担に引き上げるとなれば、何人の方が影響を受けるか、先ほどの質疑でも明らかになりましたが、予想対象人数は15万3,353人で、何と全体の95.9%も占めます。1人当たり約9万7,000円もの負担増となってしまいます。ですから、ほとんどの方が影響を受けることになります。

影響を受けるのは医療費だけではありません。2016年度の国民生活基礎調査では、公的年金の受給額がマクロ経済スライドによって毎年のように減少し、高齢者世帯の27%が貧困状態に置かれていると言われます。さらに10月から消費税10%への増税が予想されています。そして、ひとり暮らしの女性高齢者の半数以上が生活保護基準を下回っていると言われています。なお、女性の後期高齢者数は9万9,387人で、全体の61.4%を占めることになります。さすがに、和歌山県後期高齢者医療広域連合も入っている全国後期高齢者医療広域連合協議会が、政府に対し、窓口負担についての制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、1割負担の現状維持を基本とする要望書を出しています。

以上の観点から反対する理由はないと考え、再度ここで立ち止って再考していただき、各議員さんの良心の発揮で意見書を上げていただけるよう申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長 以上で通告による討論が終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」との声〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、請願第1号を採決します。本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位の衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単粗辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。広域連合長、望月良男君。

[広域連合長 望月良男君 登壇]

○連合長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、慎重審議をいただき、提出議案についてはいずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でございますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様には、暑さ厳しくなる折、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長 これにて、令和元年7月30日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 14 時 56 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 橘 智 史

前 副 議 長 増 谷 憲

署 名 議 員 岡 田 行 弘

署 名 議 員 岡 本 克 敏